

適正な見積期間を確保することは
当該事業にさまざまなメリットがあります



専門部署により設計図書・仕様書等より工事に必要な内訳を作成し、工事価格を算定するためには、①～⑤を満足できる期間・資料が必要です

- ① 見積着手日の事前告知等により、見積開始日から、数量積算できる体制が整っている
- ② 概算見積で4週間、精算見積で6週間以上の見積期間を確保されている
- ③ 見積資料が、後の変更・追加資料がない十分な資料で準備されている
- ④ 質疑回答等の資料が、適正なタイミングで準備されている
- ⑤ 事業全体スケジュールに見積期間が加味されている



設計と施工だけではなく、
見積についても適正な期間を設定・確保することは、
お互いに納得できる契約に向けてのコストマネジメントが可能となり、
建物の建設プロセスにおいて重要であると考えます



一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部

ホームページでも時間外労働上限規制対応の案内を行っています。

<https://www.nikkenren.com/sougou/overtimework/>



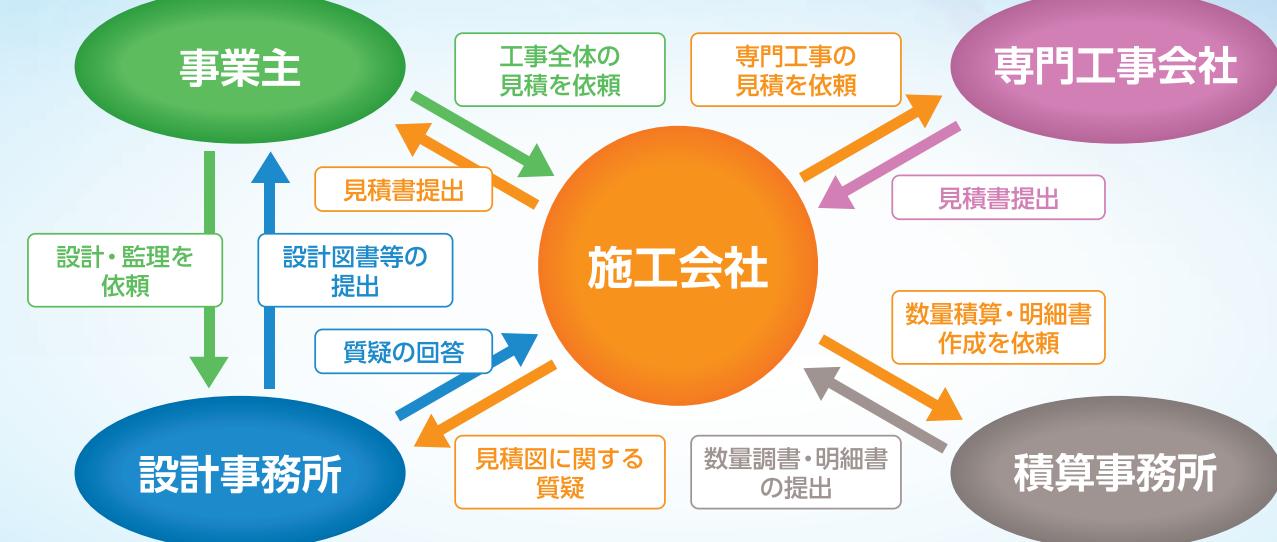
見積期間の適正化に ご理解ご協力ください

— 見積業務における働き方改革 —

2024年4月より、建設業においても
「時間外労働時間の上限規制」が適用されました

- 時間外労働の上限は、原則月45時間かつ年360時間
- 特別条項でも上回ることの出来ない上限
 - 年720時間以内（休日労働を含まない）
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 2ヶ月平均、3ヶ月平均、…6ヶ月平均が全て1月当たり80時間以内（休日労働を含む）
 - 時間外労働が、月45時間を超過できるのは年6ヶ月が限度

見積業務における相関図



一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部

見積業務について



見積の種類と特徴

超概算見積

事業構想・企画設計段階での事業予算検討のために行われる見積

1

- 成果物：坪単価または総金額
- 見積期間：概ね1～2週間

概算見積

事業予算検討・施工会社選定時に基本計画をもとに行われる見積

2

- 成果物：大項目または中項目
- 見積期間：概ね4～6週間

精算概算見積

事業予算確定・施工会社選定時に基本設計をもとに行われる見積

3

- 成果物：明細（一部一式表示）
- 見積期間：概ね6～8週間

精算見積

施工会社選定時に実施設計をもとに行われる見積

4

- 成果物：明細
- 見積期間：概ね6～8週間

見積期間は建物用途・規模・棟数・見積範囲・提出資料数・図面や資料の精度・見積時期に左右されます

見積業務の流れ



見積業務が繁忙を極めている要因

社会的要因

- 見積業務の人材不足
(施工会社、積算事務所、専門工事会社共通)
- 積算事務所については既に働き方改革関連法の適用を受けており、就業時間の制約があるため、数量積算期間が大幅に増加
- 昨今の急激な物価上昇に対する資料作成などへの対応

スケジュールによる要因

- 公告、現場説明、図渡しが前倒し又は遅延
(積算予定が入らなくなる)
- 収支算出用の急な案件が多い
- 概算業務開始時点でも基本プランの変更が多く、決定が遅い
- 質疑回答が指定日時より遅延
- 見積要項書に記載されている「必要なものは見込む事」等の想定に時間と手間がかかる
- 質疑回答日の設定が遅い
(質疑回答日から見積提出までの期間が短い)

- 見積期間全体が短い
- 指定明細書や指定書式など多岐に渡る書類の作成
- VECDコストの同時提出
- 見積提出後の予定にない追加指示、VECDなどへの対応
- 予算に合わせるためのVECDコスト算出業務
(増減明細作成に時間がかかる、担当者の案件が重複するなど)

見積資料による要因

- 図面が揃っていない状態(未完成、不備)での見積業務開始
- 図面(意匠、構造、設備など)の不整合
施工会社が要望する図面内容および図面精度とのズレ(一般図は揃っているが、必要とする部分の詳細図面資料が無いなど)
- 協力メーカー作成の図面添付による弊害
(メーカー図では本来「別途」ではない工事が、メーカーは別途としているため混乱する)
- 追加資料が複数回発行される
- 質疑回答の不備
(後日回答や回答が空欄など)
- 質疑回答の不整合
(再質疑による再確認が必要など)
- 多岐にわたる不整合による追加資料および変更資料の発行
- 各種不整合および遅延などによる見積提出期限延長が承認されない